

平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月26日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について(議案第5号)	7
○日程第5、平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第 1号)を定める件(議案第6号)	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関 する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第7号)	7
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に 関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の 件(議案第8号)	7
○日程第8、一般質問	17
○議長のあいさつ	19
○管理者のあいさつ	19
○閉会の宣告	20

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第15号

平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年8月27日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

- 1 期 日 平成20年9月26日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

平成20年9月26日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	原	建	志	議員	2 番	齊	藤	芳	久	議員
3 番	加	藤	則	夫	議員	4 番	井	上	勝	司	議員
5 番	山	中	基	充	議員	6 番	大	山		茂	議員
7 番	宮	崎	弘	子	議員	8 番	武	井		誠	議員
9 番	長	峰	保	男	議員	10 番	高	野	宜	子	議員
11 番	滑	川	光	彌	議員	12 番	石	川		清	議員

不応招議員（なし）

平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成20年9月26日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)平成19年度決算に基づく資金不足比率について（報告第1号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第5号 平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第6号 平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件

日程第 6 議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 8 一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	藤原建志	議員	2番	齊藤芳久	議員
3番	加藤則夫	議員	4番	井上勝司	議員
5番	山中基充	議員	6番	大山茂	議員
7番	宮崎弘子	議員	8番	武井誠	議員
9番	長峰保男	議員	10番	高野宜子	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	石川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	村田悦朗	会計管理者	木村栄一
事務局長	金子久夫	事務局次長 兼総務課長	新井邦男
総務課 主席主幹	新井正美	業務課長	吉田文夫
業務課 主席主幹	矢作芳和	建設課長	杉田泰明
建設課 主席主幹	内田好久	管理課長	森田進一
管理課 主席主幹	千葉峰男	水処 センター 所 理一長	栗原茂夫

事務局職員出席者

書記	宇津木優明	書記	菊地征一
書記	若狭英二		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○井上勝司議長 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員12人で全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○井上勝司議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定のほか、重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○井上勝司議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 議員の皆さん、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年度も第2・四半期を終えようとしておりますが、本組合におきましては8月に事業区域の拡大及び事業期間を平成25年まで延長する認可を得ることができました。今後におきましても計画的な整備推進、各施設の適切な管理運営を実施するとともに、下水道普及促進に向け、鋭意努力をいたすところでありますので、議員各位におかれましては引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定のほか3件であります。いずれも本組合運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○井上勝司議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○井上勝司議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

2番 齊藤芳久 議員

3番 加藤則夫 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○井上勝司議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○井上勝司議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、管理者より平成19年度決算に基づく資金不足比率について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員より、平成20年5月分から7月分に係る現金出納検査結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表

として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎日程について

○井上勝司議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第5号 平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第5号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井上勝司議長 日程第4、議案第5号 平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号までの4件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第5号 平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。去る7月18日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も目的に沿って適正に執行されたものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会のご認定をいただきたく、提案をいたしました次第であります。

次に、議案第6号 平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件につきましては、埼玉県が坂戸市大字片柳地内において、飯盛川の柳町1号橋かけかえ工事を2カ年にわたり実施することに伴い、本組合が道路占有している汚水幹線により、橋台部分の構造変更が生じる費用について、本組合と道路管理者である坂戸市の間で負担協定を締結する必要が生じたため、新たに債務負担行為の設定をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいた

したく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことから、関係する条例を改正いたしたく、本案を提出した次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井上勝司議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第5号 平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑に入ります。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山です。一般会計決算認定について、2点質疑をさせていただきます。

まず、第1点目、決算書15ページからの事業費についてお尋ねしますが、決算審査意見書には環境問題への対応、循環型社会への構築を踏まえた下水道事業が堅実に推進されるとありますが、下水道組合としてはこれら環境問題、循環型社会、これらについて具体的にはどのように事業を進めてきたのか。所見をお尋ねします。

第2点、23ページから24ページに掲載されております大谷川排水機場建設費について、この19年度をもって大谷川排水機場については完成とされておりますが、この夏8月の下旬ごろ全国的にも集中豪雨がありました。関東地方でも被害があった地域もあったようであります。この近辺でもかなりの大雨であったかと思いますが、この大谷川排水機場は8月の集中豪雨での状況、この夏の集中豪雨の際にはどのように機能したのか。そもそも六、七年前の集中豪雨のときのバックウオーターなどの溢水対策として整備されてきた経過があるかと思いますが、この夏の集中豪雨の際にはどのように機能したのか、お尋ねします。

○井上勝司議長 新井事務局次長、答弁。

○新井邦男事務局次長兼総務課長 決算審査意見書の総括に記載してあります環境問題への対応、循環型社会の構築を踏まえた下水道事業が堅実に推進されたとあるが、下水道組合では具体的にどのような事業というご質問であります。初めに環境問題の対応といたしましては地球温暖化対策の推進、当組合では職員の地球温暖化への意識の改革、空調機の設定温度を季節により調整しております。

2つ目に、毎週水曜日をノー残業デー、ノーカーデーの実施をしております。また、平成19年度に完成いたしました石井水処理センター増設工事の水処理施設設備の工事の反応槽に設置いたしました微細気泡散気装置の導入によりまして、空気の送り出す量が半減したことにより消費電力の削減となっております。

次に、汚泥の焼却炉であります。高温消却によりまして地球温暖化を促進する温室効果ガスであります一酸化二窒素の削減がされております。

次に、循環型社会の構築といたしまして、水処理センター関係であります。下水汚泥の全量をエコセメントとして再利用しております。また、下水処理水をセンターの機械の冷却水でございますが、再利用をしております。また、下水処理水をセンター内の草花への散水を行っております。下水処理水を再生水として市民へ無償に提供し、農産物等への散水利用をしております。

以上であります。

○井上勝司議長 森田管理課長。

○森田進一管理課長 管理担当の森田です。大谷川汚水ポンプ場の稼働状況ということのご質問に対してお答え申し上げます。

本年4月から維持管理を大谷川汚水のポンプ場を稼働してございますが、現時点において4月から9月、今月末です。洪水注意報9回、洪水警報6回というような状況で今年度はかなり降雨が多い状況でございまして、現在のところポンプ場の稼働につきましてはしてございません。したがって、今現時点でA P、東京湾の水面でございまして、12.8メートル上昇いたしました、現時点ではポンプの稼働まで至ってございません。

以上です。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○6番(大山 茂議員) 了解。

○井上勝司議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、滑川議員。

○11番(滑川光彌議員) 11番、滑川でございます。1点ほど質問させていただきます。

行政報告書の19ページでございますが、この表の中の接続率についてお伺いいたします。全部では91%と、91.7%になっておりますが、この内容を見ますと坂戸市が94.3%、鶴ヶ島が87.1%、約7%の差があるということでございます。内容を見てみますと、坂戸市の接続対象数は約1万5,000、鶴ヶ島が8,500と非常に坂戸が件数が高いのに接続率がよいということ、非常に差があるのですが、どのような理由でしょうか。

以上です。

○井上勝司議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 行政報告書の19ページ、平成19年度末の接続率の関係でございますけれども、議員さんがおっしゃるように全体では91.7、鶴ヶ島が87.1、坂戸市が94.3ということでございますけれども、この差が7ポイントほどあるということでございます。その理由ですけれども、下水は下流からどうしても接続的な工事をするという観点で、坂戸市の方の件数が多いというのが、これは理にかなったことと思えます。鶴ヶ島市の接続に関しましては、平成に入りまして接続がなっているわけでございますけれども、理由としまして工事が終わって、すぐつながれる方が50%ほどにとどまっておりますので、どうしてもこのような差が出てしまうものと考えられます。

よろしくお願いたします。

○井上勝司議長 よろしいですか。

11番、滑川議員。

○11番(滑川光彌議員) 続きまして、接続開始が坂戸の方が早かったというようなことというふうに理解するのですが、それで大体鶴ヶ島のほうでも接続というよりも区画整理と一体になったところとか、あるいはそういうところは非常に早いのですけれども、10年以上たっても接続していないところが10%以上あるというようなところがあるようでございますが、それに対する勧誘はどのようなことをやっているのか、

お聞きしたい。このように思っております。

○井上勝司議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答えいたします。

普及に当たりましては、住民の方の実情に合わせまして土曜日、日曜日、夜間等の戸別訪問に努めております。説明に当たりましては、普及、活用のパンフレット、また指定工事店で一覧表、説明を懇切丁寧にモットーに、また浄化槽の切りかえが二酸化炭素削減等、地球温暖化改善にも重要な役割を担っている等、ご説明に加えて早期の接続をお願いしているところでございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

ほかにはありますか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。平成19年度一般会計歳入歳出決算について、2点ほど質疑をさせていただきます。

本19年度は水処理センターの増設工事とあと大谷川排水機場の建設工事が終了した年度でございまして、それを受けて20年度の予算は減額ということになっておりますけれども、1点こちらで聞きたいのは、水処理センターを増設した部分と今年度、今の全協でも説明がありましたけれども、21年から25年度の計画が出ておまして、この水処理センターの増設した部分も含めた処理能力と今後の計画等をかながみて、今後まだもう一基増設する計画余地もありますし、計画があるというふうに伺っておりますけれども、そこら辺の関係について、まず1点お伺いをさせていただきます。

もう一点につきましては、行政報告書の中でこれは予算で聞いてもいいわけですが、この数年間今回終わった工事等もすべて大き目の工事に関しましては、ポンプ場に関しまして、あと日本下水道事業団ということで34ページに委託事業、これは随意契約になっておりますけれども、これもそういった事業団がいつも受けていらっしゃるということで、今回完成に当たりましていろんなご説明を現地で受ける機会がございましたけれども、その日本下水道事業団がおのこの事業に対して入札をかけて、そして事業者を選んでいるということであるならば、これも既に増設工事等をやっているわけですので、そこら辺については今下水道組合で単独でできないのかなという、要は中に事業団が入って、その下請というか工事をおのこの発注しているという状況であるならば、できないのかなという疑問を得ましたので、日本下水道事業団について説明を再度確認を込めてしていただきたいと思っております。

○井上勝司議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

まず初めに、新たな21年から25年までに認可をとった関係で石井水処理センターの増設の関係でございしますが、認可拡大に伴いまして石井水処理センターの増設計画の計画上では実施設計を24年度、増設工事の着手を25年度と計画しております。これにつきましては、認可計画上計画汚水量を計算するわけでございますが、認可区域の整備が完了したときの計画汚水量が現有処理能力、増設を19年度に終わらして3万2,600立米、これは日最大でございしますが、それを超え4万立米となる計算になります。したがって、認可手続き上では増設計画をする必要がございします。実際の増設につきましては、先ほど申し上げました現有処理能力に対しましての実際の流入汚水量、これの推移を十分検討いたしまして、適切な時期に

増設を計画することとなるということで、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、日本下水道事業団につきましてもございますが、日本下水道事業団につきましても昭和46年8月の都市計画中央審議会の答申の趣旨に沿いまして、国等の協力を得て技術者のプールということと、それによりまして技術者等の不足する地方公共団体を支援するということを目的に日本下水道事業団法に基づきまして昭和47年11月1日に国と地方公共団体が折半の出資によりまして設立された団体でございます。その後、平成15年10月1日から事業団は地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施団体といたしまして、地方公共団体が主体となって事業運営を行う地方共同法人となり、日本下水道事業団法が改正され、国と地方公共団体の先ほど申し上げました共同出資から地方公共団体のみの出資となりまして、地方公共団体の支援、代行機関としての機能を一層強化されたところでございます。改正後の日本下水道事業団法第1条により、その目的といたしまして地方公共団体の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術支援等を行い、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術開発及び実用化を図ること等により下水道の整備促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するとされております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。再質疑を行わせていただきます。

水処理センターの増設に関しましては、恐らくこの21年度からまた新たな事業を加えると、それによって想定される汚水処理場からの既に計画を同時期にある程度示さなくてはいけないのではないかなということによって質疑をさせていただいたのですけれども、今のお答えですと現実に踏まえて事業認可を受けた事業をしながら、その状況によっては最終年度の25年度ぐらいには、その流入量にもよるのでしょうかけれども、それに応じて計画をつくっていくという、机上の空論ではなくて現実を踏まえていくということで理解をいたしました。

2点目の日本下水道事業団についてなのですが、公共事業に関しましては私自身の考えではスケールメリットというのが余りないのだなという、要はほかの事業であればあれもこれもそれも一緒にやるからまけてよというのが、通じるわけですが、単価をただ積み上げて計算する。そしてまたおのおのそれをもとに入札をするというわけですから、公共事業は普通の民間がやるよりも単価が高いとも言われているわけでありまして、今回見させていただいて、やっていることは同じなのだのと、日本事業団も。あとはおのおの入札をかけたブローアの部分はこの事業者、建設躯体はこちらの事業者というのの管理をしているだけということであるならば、下水道組合も同じようにまたふやすということであるならば、やったほうが今回のケースを踏まえてでき得るのではないかというふうに考えるのですけれども、そこら辺のことについてお考えがあればお伺いさせていただきます。

○井上勝司議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、日本下水道事業団の設立の趣旨からいたしまして、技術者不足の地方公共団体の支援という大きな目標がございます。今回の石井水処理センター、あるいは大谷川ポ

ンプ場の建設につきましては土木設備、建築設備、電気設備、機械設備と各部門で非常に高いレベルの専門知識、あるいは技術が必要でございます。当組合でそれらの技術者を養成、増員することが避けられるということ等がございます。さらには、事業団につきましては全国的に数多くのこのような施設設計、建築を手がけて受諾いたしております。そういった経験からすぐれた施設の建設が期待できるということから、日本下水道事業団にお願いしたものでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

ほかに。

7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 宮崎弘子です。平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について、3点質疑いたします。

1点目は、決算書7ページ、8ページ、報告書20ページにあります受益者負担金についてです。収入未済額が現年度で87万9,880円、滞納繰り越し分で77万8,110円、合わせて165万7,990円ということになっておりまして、収入率というのは現年度で99%に近く、また滞納繰り越し分では39%となっているということで、現年度での収入率は大変いい数字だなというふうに思っております。先ほども20年度に入ってから順次納入いただいているというお話ですけれども、現時点でどの程度納入がされているのか。その納入状況及びそこに土地がある以上不納欠損ということはあり得ないと思うのですが、最終的に100%ということで、現在受益者負担金は納入されているのかどうかについて伺います。

2点目は、決算書の11、12ページの公共下水道特別受益者寄附金358万7,800円について、4件ほどのということでご説明を先ほどいただきましたけれども、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

次、決算書の20ページに下水道使用料徴収業務委託料、それから26ページ、地域し尿処理施設使用料徴収業務委託料、それから報告書では40ページになりますでしょうか、ここに委託の状況ということで説明がされています。この業務委託の4,797万4,463円というのが、これは適切な金額であるのかどうかというところが私見当がつかないものですから、詳しくご説明いただきたいということで、まず業務委託費の積算の方法、それから業務の内容、ほかの自治体はどの程度になっているか。また、使用料における通帳からの引き落としですか、それはどの程度のパーセントで行われているか。その点について伺います。

○井上勝司議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答え申し上げます。

宮崎議員さんのご質問に3点でございますけれども、逐次申し上げます。1点目の決算書の8ページ、受益者負担金の収入未済の関係でございますけれども、収入未済につきましては165万7,990円のうち8月末現在で70万7,520円の収納が済みとなっております。平成19年度当初一括納入と分割納入という希望されることをとるわけですけれども、その率といたしましてはほぼ9対1の割合となっております。分割につきましては、年4回の6月、9月、12月、3月、5年の20回となっております。どうしてもこのような分割となりますと、経済的理由等で納期日になっても支払いが滞るといような方もございますので、その辺が一つ収納未済が出る原因の要因かと存じます。収入未済の対応としては年間計画的に徴収を行っているところでございまして、平成19年5月には臨宅徴収を集中的に行いまして、37件の12万8,630円の収

入を得ております。

続いて、決算書11ページの寄附金の関係でございますけれども、詳細というお話でございます。平成19年度4件、鶴ヶ島市1件、坂戸市3件となっております。これにつきましては、公共下水道区域外からの汚水の流入を認めることによりまして納められた寄附金でございます。これは下水道条例の27条、それに公共下水道特別処理に関する取り扱い要綱で定められた条件に基づき、使用の許可をいたしたものでございます。

それと、行政報告書40ページ等の使用料徴収業務委託の関係でございますけれども、銀行の引き落としにつきましては約76%でございます。それと委託料の関係でございますけれども、単価のご説明をするとわかりやすいかと思っておりますので、そちらのほうからさせていただきますと、上下水道の関係につきましては車の両輪のようなもので切っても切れない関係であります。事務の効率、経費の節減を図る観点から収納業務の共同処理を昭和57年の6月から行っております。さらなる改善を図る意味で上下水で協議いたしまして、全面的な外部委託の実施を計画いたしまして、平成16年9月に水道企業団でプロポーザル方式によります企画提案型の業者の選定を行い、内部の評価委員会で1社を検討したところでございます。

単価につきましては335円と明記されておりますけれども、それは折半で上下水併用のところにつきましては167.5円というそういう積算になっております。その理由といたしましては、徴収形態を1とする2事業者が同一の使用に対し、それぞれ独自に徴収業務を行いますと、両事業ともいずれほぼ同額の徴収経費を必要とすることになり、これを廃し、料金徴収を1つの事業が行っている徴収に要した経費を負担し合うことにより、経費を節減し、効率的な事業執行を図ることになります。よって、この負担に要した経費を2分の1ずつ負担することにより、総額は徴収件数に対して算定することが妥当である旨の見解が日本水道協会の方から公共下水道使用料金徴収経費負担についてというところで、見解として出されております。これに基づきまして1件当たり167.5円としております。

続いて、業務の内容ですが、業務につきましては基本的には検針から収納まで一連のものを業務委託しております。内容について申し上げます。使用開始等契約業務、自家水検針認定調定業務、収納業務、電算処理業務、附帯業務といたしまして口座振替等の勧奨、それに排水設備等の異常の報告、下水道使用者台帳の管理、料金の未納予防及び未納対策、過年度調定料金の未納分の収納、工場排水台帳処理等でございます。

続きまして、近隣といたしますか、他の自治体の状況でございますけれども、調べましたのは近隣の川越市、東松山市、日高市、飯能、それに同じ組合であります毛呂山、越生、鳩山公共下水道組合、それに県外といたしましては同様の組合であります君津富津下水道組合、それに茨城県の取手地方広域下水道組合のほうを調べました。逐次申し上げます。川越につきましては検針のみの委託で、電算処理、中止、開始処理については職員で対応しております。東松山につきましては市の水道部門へ全面委託で、1件当たり783円を委託料としております。日高市につきましては当組合と同様の契約で1件当たり397円、飯能市につきましては新規登録分1件400円、文書配布20円、その他料金計算、料金滞納整理、中止、開始については月額精算となっております。また、毛呂山、越生、鳩山公共下水道につきましては検針委託1件当たり60円、検針委託のみの委託でございます。1件当たり60円ということでございます。それと県外の組合で千葉県君津富津下水道組合ですけれども、これも君津市のエリアと富津のエリアが分かれており

ますけれども、君津のエリアにつきましては水道部門全面委託していきまして、その1件当たりの金額は365円、富津につきましては478円となっております。取手地方広域下水道組合につきましては、中止開栓これが1件980円、それに検針が1件84円というような委託の方法で、当組合と同様の委託を出しているところは今お話し申し上げたように類似のが極めて少ないという状況でございます。

以上です。

○井上勝司議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定されました。

次に、日程第5、議案第6号 平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件に対する質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。今回の補正予算は坂戸市の橋をかけるというか、橋を直すという事業に対して、下水道の負担部分が発生したということでもありますけれども、この橋の修理自体は今年度事業ということで債務負担行為にしたということは下水道組合が負担すべき事業は今始まった事業だけれども、来年度にかかるということで今回債務負担行為ということでよろしいのかどうか。中身について確認の意味を込めて質疑をさせていただきます。

○井上勝司議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

先ほど飯盛川の柳町の1号橋のかけかえの関係でございますが、これは1級河川飯盛川拡幅工事に伴いまして、県が設計、施行するものでございます。今回補正でお願いした理由につきましては、負担額が本年度設計調査に時間を要したため、負担額が本年度に確定いたしましたため、この時期に補正、債務負担行為をお願いするものでございます。なお、工事につきましては平成20年度の渇水期に下部工事、平成21年度に上部工事の2カ年を予定しており、工事着手に当たりまして坂戸市と下水道組合で補正をいたしまして、負担協定を締結するというところでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） と申しますと、結局20年度、21年度ということで下水道組合の実際の事業にかか
るのは上部的な21年度ということによろしいのかということで確認をさせていただきます。

○井上勝司議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 負担協定につきましてはご議決後、本年度協定いたしまして、支出につきましては21年
度でございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の
一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。議案第8号について質疑を行わせていただきます。

こちらの地方自治法の改正に伴いまして、今会議員の報酬が議員報酬ということになったということ
でございますけれども、これは全国市議会議長会等から要望があった議員の身分ということに関しまして行

政委員さんと同じ扱いの203号で同じ扱いではいかなものか。議員というのは24時間365日議員であって、その職務を臨時職員と同じ扱いではということから来ているというふうに伺っておりますけれども、この意義について議員の身分にかかわることでもありますので、確認のためにお伺いをさせていただきます。

○井上勝司議長 新井事務局次長、答弁。

○新井邦男事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

今回の地方自治の一部改正につきましては1つは議会活動の範囲の明確化、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえまして、議会活動の範囲を明確にするため、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査、または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができることとなっております。この改正によりまして、地方議会議員の職務、職責が広がり、公務災害補償の対象になることとなりました。

2つ目は、今回提案いたしました議員の報酬に関する規定の整備に関する事項であります。この内容につきましては、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員等の報酬の方法と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を議員報酬に改めるものであります。

以上です。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。今回地方自治法の改正に伴いまして、例えば当組合であれば全員協議会を必ず招集するわけですがけれども、それは今のところは公のものではない。それを公のものとして定めることによって全員協議会だけあった場合には公務災害、これは大体一緒にやるのでほとんど変わらないで、それは様子見ということだと思いますけれども、その地方自治法の改正自体は政令に伴いまして9月1日からということになっておりますが、今回の当組合の給与といいいますか、報酬の支払いが3カ月でしたか、まとめてということなので、この9月末を今でも今回の改正で間に合うということで、理解してよろしいのかということ、確認させていただきます。

○井上勝司議長 新井事務局次長、答弁。

○新井邦男事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

今現在山中議員が申しました、そのとおりでございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○井上勝司議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は1人であります。質問を許します。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山茂です。ただいまより通告に従いまして、西坂戸地域への公共下水道中央幹線の延伸の促進について一般質問を行います。

坂戸市の西南部の西坂戸は40年ほど前に土地区画整理事業が施行され、約2,000世帯の集合住宅西坂戸団地が建設され、今日に至っています。汚水排水については地域し尿処理施設、コミュニティープラントで行われてきました。西坂戸団地の建設事業者の子会社が当初は運営してきましたが、平成2年に坂戸、鶴ヶ島下水道組合にその管理が移管されましたが、定額制の使用料において今日に至っています。市街化区域の住民は都市計画税を納めています。都市計画税を原資として都市型生活のインフラ整備に充ててることになっています。西坂戸の住民は当初から入居している人については、三十数年にわたって都市計画税を納めています。本来ならば、もっと早く公共下水道が整備されるべきであったと思いますが、いまだ下水道中央幹線は通っていません。団地造成当初からのコミュニティープラントに頼っているのが実情であります。このほど下水道整備区域の認可拡大、また整備年次計画なども示されてきておりますが、西坂戸への下水道中央幹線の延伸について、できるだけ速やかに中央幹線を延伸して、一日も早く西坂戸地域で公共下水道の整備を望むところではありますが、速やかに延伸を、すなわち年次計画等も示されておりますが、この促進を図り、年次的にも速やかに下水道中央幹線の延伸を実現してほしいと思いますが、その点についてのお考えをお尋ねします。

もう一点、6月の下水道議会のとくにもやりとりしましたので重複は避けませんが、西坂戸地域の下水道使用料については平成2年3月の3者協定、坂戸市と下水道組合と西坂戸自治体の3者での協定ですが、公共下水道接続の際は公共下水道整備区域の料金制、すなわち従量制にするということですが、それまでの間は定額制にしていく。見直しをする場合には、3者で協議をするというふうになっております。西坂戸地域に公共下水道整備、すなわち中央幹線が延伸されるのは、まだ何年か先というふうなことでありますが、それまでは定額制のままということになりますと、6月議会のとくにも申し述べました不公平感、つまり使用水量20立方メートル未満の家庭では公共下水道整備区域では1,365円というふうなことになっておりますが、西坂戸では定額制のためにどんなに使用水量が少なくても4,200円というふうな使用料でありまして、これについて西坂戸、当初は四、五人の家族が多かった時代から、現在では高齢者だけ、あるいは単身住まい、このような世帯がふえている中で不公平感が増大しておりますので、公共下水道が整備されるまで何年か待つということではなく、公平感のある従量制への見直しが早急に必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点の質問とさせていただきます。

○井上勝司議長 金子久夫事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 それでは、大山議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、西坂戸への中央幹線の期間の関係でございます。おかげさまをもちまして先月8月19日に第10次事業認可拡大の認可をいただきました。整備面積といたしましては170ヘクタールを計画しておりまして、平成21年度から25年度までの5年間で整備する計画となっております。西坂戸地区につきましては57.6ヘクタールということでございます。既にこの地区につきましては下水管も敷設してございますので、新たに整備しないで認可期間内に下水管も古くなっておりますので、下水管を修理して使用する計画となっております。したがって、西坂戸地区につきましては中央幹線が到達いたしますと同時に利用できる計画でございます。中央幹線の計画路線について申し上げますと、鶴舞森戸地区の県道日高川島線から坂戸市多和目の市道を通りまして、高麗川の冠水橋、多和目橋の下を横断いたしまして、城西大学わきの測道を通り、西坂戸の地域し尿処理場までのルート、延長が約4,600メートルでございます。また途中で東武越生線の鉄道横断が2カ所ございます。先ほども申し上げましたとおり高麗川の横断箇所がありまして、計画期間といたしましては若干厳しい計画かなと考えておりますが、今回認可をいただきました5年間の実施期間が計画を行う最短期間かと考えてございます。ご了承願いたいと思います。

次に、下水道使用料の関係でございます。これは西坂戸団地につきましては前にもお話ししましたが、昭和46年に供用開始され、平成2年3月31日に当組合に移管されたわけでございます。その間長い間西坂戸自治会、あるいは開発業者、坂戸市下水道組合の4者においてお話し合いをして、そしてその後西坂戸団地自治会、坂戸市、下水道組合の3者で移管に関する協定を締結しておるわけでございます。そういう長い過去の経験に基づきまして、この協定書ができているということをかんがみまして、使用料につきましては定額制という形で協定の中に入っているわけでございます。したがって、下水道組合といたしましては移管時に自治会のご意向を十分に尊重して3者了解の結果、現在の使用料体系になっているものと考えてございますので、ご了承いただきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) それでは、ご答弁ありがとうございました。西坂戸までの延伸が4年間の実施、これが最短期間というふうなことでありますが、今後においてもさまざま努力いただき、最短期間ということでもっと早くできればというふうなこともありますけれども、ご努力よろしく申し上げます。

それで下水道使用料については、そのやりとりについては基本的には6月の議会のときに行ってきたわけですが、3者での了解のもとということではありますが、再質問として下水道使用料金の見直しということについては、これは先ほど1回目の質問のときの趣旨でお話ししました都市計画税ということも絡んで検討していく内容であるかと思っておりますので、下水道使用料金の見直しについては坂戸市行政の考え方かなりのウエートがあるかと思っておりますが、今後下水道使用料金の見直しをする場合には坂戸市行政についても考え方をただしていき、また坂戸市行政に対しても求めていくという、そういう性質のものであるというふうに理解してよろしいのでしょうか。その点を再質問いたします。

○井上勝司議長 金子久夫事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答えいたします。

基本的には協定に基づいて行っておりますので、坂戸市だけでなく3者での協議が必要かと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○6番(大山 茂議員) はい。

○井上勝司議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○井上勝司議長 以上をもちまして、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席をいただき、付託されました平成19年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定ほか3件の議案審議に際しまして、熱心にご審議いただき、適切なお結論をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、審議に当たりましては伊利管理者を初め、執行部におかれましてはまことに誠意をもって審議に協力されましたことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、秋分を迎え、さわやかな秋風が吹く季節となりました。議員各位におかれましては時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいませ。両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○井上勝司議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合に当たりまして、ご提案申し上げました案件を慎重審議を賜りまして、いずれも原案どおりの認定可決というありがたい結論をいただきました。心から厚く御礼を申し上げます。

なお、質疑の過程におきまして、それぞれご意見等をいただいたところではありますが、今後におきましても私ども議会の意見を最大限に尊重させていただき、これらの運営につきまして十分取り組んでまいり所存でございます。なお、認可拡大区域のまた新たな展開がここに示されたわけでございます。新しい本

組合の事業拡大ということになるわけでありますので、議員各位の格別なるご指導とご支援も改めてお願いを申し上げる次第でございます。

いずれにいたしましても下水道事業の推進、あるいはまたこれらの普及促進ということにつきましては文化生活を守る上に極めて重要な意義深い事業でございますので、これらにつきましても最大限の努力をしております。さらに、現在のまた新しく処理場も整備されましたけれども、安定的運営につきましても、これまた間違いのない方向で取り組んでまいりますので、重ねて皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

秋も過ぎまして、朝夕しのぎやすくなりましたけれども、また冷気も一段とこれから進んでまいります。どうぞ議員各位におかれましてはご健勝にて、今後ともそれぞれのお立場の中でご活躍賜りますように心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時58分)

○井上勝司議長 これをもちまして、平成20年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦勞様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長 井 上 勝 司

署 名 議 員 齊 藤 芳 久

署 名 議 員 加 藤 則 夫